

家庭児童相談員（心理職）募集要項（案）

家庭児童相談員＜心理職＞（嘱託職員）を次のとおり募集します。

1. 採用予定人員及び応募資格

採用予定人員	応 募 資 格 ※次の1から3を満たすこと
2名	1.家庭児童相談員は市の非常勤職員とし、人格円満で、社会的信望があり、健康で家庭児童福祉の増進に熱意を持つものであって、次のいずれかに該当する者 （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学や大学院において、心理学に関連する分野（教育、福祉等）の学科を卒業し、心理に関する実務経験や研究実績等がある者 2.自動車普通免許取得者 3.パソコンの基本操作ができる者（ワード・エクセル） ※次のいずれかに該当する者は応募できません。 （1）成年被後見人又は被保佐人 （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 勤務条件

- （1）身 分：非常勤職員（嘱託職員）
- （2）任用期間：令和元年11月1日～令和2年3月31日
（勤務状況等により更新あり）
- （3）勤 務 日：週4日以内で応相談
（土曜日・日曜日、祝日法に定める休日及び年末年始を除く）
8：30から17：15まで（1日7時間45分）
- （4）勤務場所：市原市役所 子ども未来部 子ども福祉課 家庭児童相談室
- （5）勤務内容：家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務を行う。
 - ① 子どもや保護者等の心理的側面からのケア、心理アセスメントを行う。
 - ② 児童虐待及び子育ての悩みなどの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。

(面接・電話相談対応・訪問指導 等)

③ 虐待通告事案の家庭支援及び関係機関との連絡調整等のケースワークを行う。

(6) 報酬額等： 日額 11,230円

※自宅からの距離に応じて、通勤費補助が支給されます。

(自動車通勤の場合：上限500円／日、公共交通機関利用の場合：上限なし)

※社会保険加入(健康保険・厚生年金・雇用保険)、年次有給休暇制度あり

3. 申込み方法

下記により、提出書類を子ども福祉課家庭児童相談室まで、持参又は郵送してください。

(1) 提出書類

①履歴書(写真添付)

※上部余白に「家庭児童相談員(心理職)応募」と記入

②応募資格を証明できる資格証明書類の写し

③作文：テーマ「家庭児童相談業務に活かせる私の知識・経験」

※800字以内(400字詰め原稿用紙の場合は2枚以内)

(2) 申込み期間

令和元年8月27日(火)～令和元年9月17日(火)

※持参の場合の受付時間は、8時30分から17時15分まで

※郵送の場合は、9月17日(火)消印有効

4. 選考方法

(1) 作文審査(上記「家庭児童相談業務に活かせる私の知識・経験」を応募時に提出)

(2) 面接試験

日 程： 令和元年9月25日(水)または26日(木)

場 所： 市原市役所(市原市国分寺台中央1-1-1)

※ 時間や場所等の詳細については申込後に通知します(通知が9月21日(土)までに届かない場合、下記問合せ先まで御連絡ください)。

(3) その他

採用内定者には9月中旬に電話連絡します。

5. 問合せ及び書類提出先

〒290-8501

市原市国分寺台中央一丁目1番地1

市原市役所 子ども未来部 子ども福祉課 家庭児童相談室

電話 0436-23-9746(直通)